

## 特定技能とは??

毎月又は3ヶ月に1回の巡回を実施していますが、実習生に話を聞くと特定技能へ移行したいという実習生が増加していると実感しています。

2027年度施行予定の「育成就労制度」でも技能実習から特定技能へ移行を推進することを目的としている為、今回特定技能について詳しくご紹介します。

### 制度の趣旨

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。在留資格には「特定技能1号」「特定技能2号」があります。

項目	特定技能1号	特定技能2号
対象職種	16分野	11分野
在留期間	最長5年	制限なし
技能レベル	基本的な技能	高度な専門技術
家族の帯同	認められない	認められる
目的	即戦力としての 人材確保	長期間安定して就労 できる人材の確保

工業製品製造業	飲食料製品製造
建設	外食業
造船・船用工業	ビルクリーニング
自動車整備	介護※
航空	自動車運送業※
宿泊	鉄道※
農業	林業※
漁業	木材産業※ ※2号受入なし

その他、同じ業種での転籍が認められています。

### 技能実習から特定技能に移行するためには?

- ・ 技能実習2号を良好に修了していること
- ・ 技能実習の職種と特定の業務に関連性が認められることが移行条件となります。

特定取得の場合「技能検定」「日本語試験」の両方合格が必要となりますが技能実習2号を優良に修了していれば試験は免除されます。

### 特定技能外国人を採用するメリット

- ・ 労働力不足の解消・・・日本人の人手不足解消のため、年々働ける職種が増えると予想されています
- ・ 即戦力の確保・・・技能検定に合格していることが移行の条件の為必要な知識や技術を備えた即戦力を確保できます。
- ・ 長期的な雇用の実現・・・1号では最長5年、2号に移行すれば無期限での就労が可能になります。

特定技能雇用についてご不明点や疑問点がございましたら弊組合までお気軽にお問い合わせください

### ■監理団体からのお知らせ■

組合員の皆様は年末調整はお済のことかと思えます。技能実習生及び特定技能外国人へ日本人同様に払いすぎた源泉は返金いただきますようお願い致します。

来月は令和6年度最後の定期監査及び面談月となります。監理団体は3ヶ月に一度実施者のもとで監査を行いその結果を外国人技能実習機構へ提出することが技能実習法で義務付けられています。特定技能外国人においても、3ヶ月に一度、所属機関と特定技能外国人と面談を行い、その結果を入国管理局へ提出することが出入国管理及び難民認定法で義務付けられています。ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。